



山形県公報

平成24年6月26日(火)
第2354号
毎週火・金曜日発行

目次

規則

○山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) …779

告示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) …780
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) …同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …782
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) …同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) …同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) …783
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) …同
- 一般国道の供用の開始……………(同) …同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) …同

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) …784
- 平成24年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用対策課) …同
- 平成25年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………(教育委員会) …785

正誤

規則

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月26日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第35号

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則(昭和54年11月県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「又は」を「(当該市町村民税の所得割の額の計算において、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該市町村民税の所得割の額の算定に係る期間の末日における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき33万円を同法の規定による扶養控除額の控除の例により控除するものとして、同日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除額を45万円として計算した場合に、市町村民税の所得割が課されないこととなるものを含む。)又は」に改める。

別記様式第7号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、
「記載上の注意 災害その他に該当する場合は、その状況を摘要欄に記入すること。」
を

「記載上の注意

- 1 「所得割非課税者又は免除者」には、市町村民税の所得割の額の計算において、地方税法に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該市町村民税の所得割の額の算定に係る期間の末日

における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき33万円を同法の規定による扶養控除額の控除の例により控除するものとして、同日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除額を45万円として計算した場合に、市町村民税の所得割が課されないこととなるものを含む。

2 災害その他に該当する場合は、その状況を摘要欄に記入すること。』
に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第7号による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
多機能こうらく	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	酒田市小泉字前田37番地5	平成24. 5. 7
けんこうの森薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	天童市東本町三丁目4番10号	同 6. 1

山形県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
舟山病院居宅介護支援センター
米沢市駅前二丁目4番8号
- (2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
舟山病院在宅介護支援センター	舟山病院居宅介護支援センター	平成19. 4. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
グループホームあらた
酒田市東町一丁目15番地の25

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
グループホーム「民間介護の家たくせい」	グループホームあらた	平成24. 3. 1

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
酒田市北新町一丁目1番地の43	酒田市東町一丁目15番地の25	平成24. 3. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
さふらん山形店
山形市相生町6番32号
(2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
山形市花楸一丁目19番20号	山形市相生町6番32号	平成24. 4. 1

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
医療法人徳洲会 徳田山介護センター
酒田市こがね町二丁目1番地19
(2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
酒田市東町一丁目6番地の2	酒田市こがね町二丁目1番地19	平成24. 4. 1

- 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
ツクイ山形東青田
山形市東青田一丁目4番15号
(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
東青田デイサービスセンターツクイ	ツクイ山形東青田	平成24. 6. 1

- 6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
ツクイ山形江俣
山形市江俣四丁目6番15号
- (2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ツクイ江俣	ツクイ山形江俣	平成24. 6. 1

山形県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社エスモア	デイサービスきらら 酒田市十里塚字村東山南317-1	通 所 介 護	平成24. 6. 6
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターこあら 訪問看護ステーション 酒田市こあら二丁目5-2	居宅療養管理指導	同 6.11

山形県告示第637号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社エスモア	デイサービスきらら 酒田市十里塚字村東山南317-1	介護予防通所介護	平成24. 6. 6
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターこあら 訪問看護ステーション 酒田市こあら二丁目5-2	介護予防居宅療養管理指導	同 6.11

山形県告示第638号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社福祉のひろば	株式会社福祉のひろば鶴岡営業所 鶴岡市稲生二丁目39番4号	訪 問 入 浴 介 護	平成24. 5.31

山形県告示第639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人丸岡医院	デイサービスセンター亀ヶ崎の家 酒田市亀ヶ崎七丁目10番24号	介護予防通所介護	平成24. 3. 13
株式会社福祉のひろば	株式会社福祉のひろば鶴岡営業所 鶴岡市稲生二丁目39番4号	介護予防訪問入浴 介護	同 5. 31

山形県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月26日から同年7月9日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町小原田字浮橋4番9から 同 4番12まで	旧	39.0メートル } 22.4	メートル 20
同 上	新	31.0メートル } 22.4	同 上

山形県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月26日から同年7月9日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町小原田字浮橋4番9から
同 4番12まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月26日

山形県告示第642号

次の開発行為は、完了した。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成24年1月31日 指令置総建第56号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡高畠町大字福沢字福沢一459-2、459-3、459-6、459-7
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称

東置賜郡高島町大字福沢797番地
我妻 長寿

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ちっちゃな町工場
 - (2) 代表者の氏名
佐久間 武
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市福田町一丁目3番69号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害をもつことで様々な手助けを必要とする人々に対して、働くことを中心に、地域での自立生活支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成24年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時
平成24年9月6日（木） 午前11時から
 - (2) 場 所
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室
- 2 試験を実施する職種及び科目
 - (1) 職 種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
 - (2) 科 目
指導方法
- 3 試験の対象者
職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者
- 4 受験手続
受験申請書を平成24年8月6日（月）から同月17日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部雇用対策課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成24年8月6日（月）から同月17日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。
- 5 その他
詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2554）に問い合わせること。

平成25年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成24年6月26日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	12

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成25年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

平成25年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成25年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成24年8月6日（月）から8月10日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近3か月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成24年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

イ 検査教科

工 業

ロ 検査時間

70分

ハ 検査期日

平成24年8月17日（金）

(2) 面接期日

平成24年8月17日（金）学力検査終了後

*定員に満たない場合は1月に2次募集と選抜を実施する。（小論文と面接による選抜）

6 合格発表

平成24年8月22日（水）午後3時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成23. 4. 1	号外 (12)	3	下から11	この規則は、交付の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。